

## 2 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [info@seko-tax.com](mailto:info@seko-tax.com)ホームページ <http://www.seko-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第83号を発行させていただきます。

中国の武漢にて発生した新型肺炎が日本にも影響を及ぼし始めています。手洗い、うがいなど自分たちでできることをして予防につとめましょう。

今月は、先月に西国三十三所の第16番の清水寺と第17番の六波羅蜜寺にて撮影した写真をご紹介します。



(写真は、西国三十三所の第16番清水寺です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**R1年分の確定申告について、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**病気の「常識」は「非常識」 その5** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

## 2 R1年分の確定申告 について

令和1年分の確定申告の提出時期が近づいてきました。

個人事業主の方々は、昨年の書類の整理を済ませて確定申告を提出する準備をしないといけない時期になり少しずつ気持ちが焦ってきているのではないのでしょうか。そこで、令和1年分の確定申告について簡単に説明させていただきます。

提出期間	<p><b>申告所得税</b></p> <p>令和2年2月17日から令和2年3月16日まで。</p> <p>なお還付申告（所得税の還付をしよう申告）につきましては、2月17日以前でも提出することは可能です。</p> <p><b>*早く所得税の還付を受けたい方はお早めに還付申告をすることをお勧めいたします。</b></p> <p><b>消費税</b></p> <p>令和2年2月17日から令和2年3月31日まで。</p>
納付	<p>現金で納付される場合</p> <p><b>申告所得税</b> 令和2年3月16日まで</p> <p><b>消費税</b> 令和2年3月31日まで</p> <p><b>振替納税を利用されている場合</b></p> <p><b>申告所得税</b> 令和2年4月21日</p> <p><b>消費税</b> 令和2年4月23日</p>
延納	<p>申告所得税額を1回で納付するのが困難な場合に2回の分割にすることができます。</p> <p>延納を届け出る額によっては<b>利子税（1.6%）</b>が必要になる場合がございます。</p>



(写真は、西国三十三所の第16番清水寺です)

## R1年分の確定申告の変更点

H30年分の確定申告からの変更点として昨年ご紹介しておりますが、今年もあらためてご紹介しておきます。

### ・配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いの変更

H30年分の確定申告から配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。

### ・配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

#### <納税者本人の受ける控除額>

所得控除額 38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限が150万円に引き上げられています。

配偶者特別控除は、配偶者の給与収入の上限が201万円まで低減しながら消滅していきます。

	改正前	改正後
配偶者控除を受ける場合 配偶者の給与収入の上限	103万円	150万円
配偶者特別控除を受ける場合 配偶者の給与収入の上限	141万円	201万円

#### <納税者本人の所得制限>

配偶者控除を受ける世帯が増えることにより税収減になるのを防ぐために、納税者本人の所得制限が設けられました。

納税者本人の給与収入（合計所得金額）	配偶者控除額

給与収入 1,120万円（合計所得 900万円）以下	38万円
給与収入 1,120万円超 1,170万円以下 （合計所得 900万円超 950万円以下）	26万円
給与収入 1,170万円超 1,220万円以下 （合計所得 950万円超 1,000万円以下）	13万円

\* 合計所得金額が1,000万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

#### 【参考文献】

- ・ 国税庁発行のリーフレット



(写真は、西国三十三所の第16番清水寺です)

## 3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

### 事業資金融資関連

日経新聞に「日本公庫、4月に下限引き上げ 優遇金利低下に歯止め 「民業圧迫」批判に対応」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・ 日本政策金融公庫は中小企業向けの貸付金利を4月に改める。
- ・ 優良企業への金利に下限を設け、金利水準が下がりにくいようにする。
- ・ 政府系金融機関をめぐっては、民間金融機関を上回る好条件を示すことで過度な金利競争を誘発していると



の批判もあった。

- ・民業を補完する役回りを強め、民間との協調ムードを醸成する。
- ・日本政策金融公庫などの政府系金融機関は政府の信用を背景に低利で資金調達し、民間金融機関と金利面で競合することが少なくなかった。
- ・「民業圧迫」との指摘も多く、これまで所管の財務省や日本政策金融公庫も改善を重ねてきた。

などと書かれておりました。

\*取引先から事業資金の融資の相談を受けた際に、まず最初にお声をかけているのが日本政策金融公庫の融資担当者さんなので、4月以降どのように対応が変わっていくかを確認したいと思います。



(写真は、清水寺からの眺めです)

#### キャッシュレス端末購入補助関連

日経新聞に「中小のキャッシュレス端末 来年3月まで購入補助 マイナンバー還元あわせ」、の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・経済産業省はマイナンバーカードの保有者を対象とするキャッシュレス決済のポイント還元にあわせて、中小企業が決済用端末を導入する費用を補助する。購入代金のうち半額以上をまかなえるようにする方針だ。
- ・消費増税に伴うポイント還元で実施した端末補助に続き、世界的に見ると遅れた日本のキャッシュレス決済

の普及を後押しする。

- ・2020年9月にはマイナンバーカードを持つ人が、あらかじめ登録しておくクレジットカードなどで買い物などをするとポイントがもらえる制度が始まる。
- ・経産省はこの制度が続く21年3月末までは、事業者の端末購入への財政支援も必要と判断した。

などと書かれておりました。

\*マイナンバーカードを保有するメリットを増やしてマイナンバーカードの発行を増やす施策の1つです。これを機会にマイナンバーカードの発行枚数が増えていくかもしれません。



(写真は、西国三十三所の第17番の六波羅蜜寺です)

#### 4 病気の「常識」は「非常識」 その5

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、第68号～第70号で取り上げさせていただいた内容の続きとしまして「体を蝕む、長期の服薬」をご紹介させていただきます。

参考文献には、

- ・膨大な数の薬剤の中で、自己治癒力を高めることが証明されている薬剤は、残念ながらいまだかつて聞いたことがありません。つまり薬剤は基本的には復元力のじゃまはすれども、貢献することがないということになります。

・薬を用いる場合というのは、症状がどうしても我慢できなくて、リスクを勘案してみてもメリットが大きいと判断される場合、あるいはこの薬でないと命を救う可能性がないという場合の、2つに限られると思います。

・短期間、有用な薬剤を用いるのはそれほど問題はないと考えていいと思います。ただ問題なのは、たとえ短期間であっても意味もなく用いたり、長期にわたって用いたりすることです。なぜなら**薬剤には潜在的に自己治癒力を損なう作業があります。**

・我慢の出来ない苦痛もなく、ましては命にかかわる危険もない状況下で、果たして自己治癒力を損なうおそれのある薬を飲む意味はどこにあるのでしょうか。意味があるとすれば、製薬会社の財布が肥えるくらいのことではないでしょうか。

・**自己治癒力を高めるわけでもなく、対症的に用いるだけで、あまり飲む必要のない薬を飲んだばっかりに、思いがけなく死んでしまうなんて、そんな理不尽な話はないと思いませんか。それが薬剤の真の姿なのです。**

などと書かれておりました。

今回は、薬を長期にわたって服用することへの影響について取り上げさせていただきました。

体調を崩すとすぐに病院で診察していただき、薬を処方してもらって服用している方はそれなりにいらっしゃるかと思います。

参考文献には、「薬剤というのは「毒を以て毒を制する」という考えで用いるのが基本」と書かれていることからして、少し体調を崩したからといって安易に薬に頼るのはよくないと思われます。

普段からご自身の自然治癒力を高めることを意識しておくことで、インフルエンザや今中国の武漢にて発生した新型肺炎にもかかりにくくなるのではないかと考えています。

安易に薬に頼るといふのを考えなおすきっかけにいただければうれしく思います。

#### 【参考文献】

・9割の病気は自分で治せる 著者 医学博士 岡本裕

発行所 中経出版



(写真は、西国三十三所の第17番の六波羅蜜寺です)

## 5 編集後記

税理士事務所を独立開業してから11年目に入り、これまでは十日えびすに事務所の近くの戎神社に参拝に行つて宝船や熊手を購入して商売繁盛を願っていたのですが、今年に入ってから、神棚を事務所に設置したくなり、簡易なものではありますが、お祀りして仕事に取りかかる前に毎日拝むようになりました。



お米、お塩、お水は毎日取り換えてお供えするようにしています。仕事前に手を合わせることで心穏やかに仕事に取りかけられるようになったかなと思います。神頼みというのではなく、手を合わせることで自分自身と向き合う時間を少しではありますが、持とうと思ったからです。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。